

パブリック・コメント制度による

「安中市立地適正化計画（案）」

に対する意見募集の結果について

1 意見募集の概要

公表資料	安中市立地適正化計画（案）
公表場所	<ul style="list-style-type: none">・ 都市計画課・ 松井田振興課・ 市ホームページ
意見募集期間	令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火）
意見等を提出できる人	<ul style="list-style-type: none">・ 本市の区域内に住所または勤務先を有する者（法人を含む）・ 本市の区域内に存する学校に在学する者・ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係等を有するもの（団体を含む）
意見等提出方法	持参、郵送、F a x または電子メール

2 意見募集結果

意見提出者の数	1人										
提出された意見の数	3件										
意見の反映状況	<table><tr><td>①反映する（一部反映を含む）</td><td>0件</td></tr><tr><td>②既に盛り込み済み</td><td>2件</td></tr><tr><td>③今後の参考にするもの</td><td>0件</td></tr><tr><td>④反映できないもの</td><td>0件</td></tr><tr><td>⑤その他（立地適正化計画以外の意見等）</td><td>1件</td></tr></table>	①反映する（一部反映を含む）	0件	②既に盛り込み済み	2件	③今後の参考にするもの	0件	④反映できないもの	0件	⑤その他（立地適正化計画以外の意見等）	1件
①反映する（一部反映を含む）	0件										
②既に盛り込み済み	2件										
③今後の参考にするもの	0件										
④反映できないもの	0件										
⑤その他（立地適正化計画以外の意見等）	1件										

3 意見の内容及び回答

反映結果の項目は、「①反映する（一部反映を含む）」、「②既に盛り込み済み」、「③今後の参考にするもの」、「④反映できないもの」、「⑤その他（立地適正化計画以外の意見等）」の5区分

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	P. 53 2. 居住誘導準備区域について (1) 碓氷川右岸エリア ・今回策定する立地適正化計画において居住誘導区域に設定予定のことですが、下記理由により居住誘導区域として相応しくないのではないですか。 ・①新しいまちづくりのエリアは、安中市災害対応ガイドブックによれば、家屋倒壊等氾濫想定区域を含む想定浸水深さ 0.5～3mの区域が広範囲に含まれています。 このような災害が想定されるエリアを居住誘導区域にするのは立地適正化計画の主旨にも反しており行政としておかしいのではないですか？	<p>浸水想定区域は、都市計画運用指針において「災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適當ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされています。</p> <p>本計画において、家屋倒壊等氾濫想定区域を含む浸水想定区域について、水害対策を含めたまちづくりについて検討している安中南地区を除いて、居住誘導区域を設定しません。</p> <p>また、家屋倒壊等氾濫想定区域を含まない浸水想定区域については、既述した都市計画運用指針を踏まえ、河川整備の促進や状況に応じた垂直避難・水平避難の徹底などの取り組み方針のもと防災施策を講じたうえで、居住誘導区域を設定します。</p>	②既に盛り込み済み

	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ②安中市の人口は、減少する一方で 15 年後の予測では3万人台になると予測されています。世の中の流れであるコンパクト化に反して、災害が予測される場所にまでまちを拡げる必要があるのでしょうか？ 安中台地の市街地も空き家で歯抜けになっています。居住誘導区域は水害に安全な安中台地として、浸水想定区域から市街地への居住誘導を図った方が良いのではないかでしようか？ 	<p>本市では、人口減少・少子高齢化の進行に対応するため、将来を見据え、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を確立したいと考えております。そのため、西毛広域幹線道路の整備に併せ、新駅構想の実現による公共交通機能の強化と周辺開発による魅力の向上を図っていきます。</p> <p>新駅構想周辺においては、地域住民や事業者から意向把握を行いながら導入機能について検討し、新駅と一体となったまちづくりを進めています。</p> <p>あわせて本計画では、空き家・空き地への対応として空き家バンク事業の継続や、その他利活用手法について検討していくことを記載するとともに、安中台地の市街地も含めた居住誘導区域内への居住の誘導を図っていきます。</p>	<p>②既に盛り込み済み</p>
<p>③</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回策定する立地適正化計画において居住誘導区域に設定する一体は水田地帯です。群馬県のお米の収穫量は、東京都と神奈川県を除く関東5県でダントツで最下位です。 貴重な水田地帯を潰して宅地や商業地にしてしまったら食糧自給率はさらに低下します。この辺りの水田は大規模化により効率的な経営が可能ですので不必要なまちづくりで潰してしまうのはもったいないです。未来のために農業を大切にする安中市を考えてほしいと思います。 	<p>都市計画マスタープランに基づき、自然環境や農業生産環境を守り、調和しながらまちづくりを進めています。</p> <p>また、農業振興に関しては、「安中市農業振興地域整備計画」を定めており、これに基づいて優良農地の保全や農業振興のための各種施策を展開することとしています。</p>	<p>⑤その他 (立地適正化計画以外の意見等)</p>

【問合せ】

安中市役所まちづくり部 都市計画課 計画係
 電話：027-382-1111（内線1212）
 Eメール：toshikeikaku@city.annaka.lg.jp